

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に係る未措置事項について、知事から報告があったので、次のとおり公表する。

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

## 第1 定期監査指摘事項に対する未措置の状況

＜財務・事務に関する事項＞

（平成21年度監査結果報告分）

### 【病院事業局】

#### 1 県有財産の利活用がなされていないもの

##### (1) 指摘の内容

企業債残高（看護師住宅を含む）が14,986,611円あり、借地借上料として年間52,500円支払っている古宇利診療所建物が、平成19年3月の同所の休止以後利活用がなされていない。利活用を検討する必要がある。（北部病院）

##### (2) 現在の状況

古宇利診療所は、管轄保健所に届出を行い、令和2年7月31日付で廃止とした。廃止後の診療所建物及び看護師住宅については、今帰仁村より利用計画の提出があり次第、譲渡等について協議する予定である。

##### (3) 未措置とする理由

利用計画の策定及び譲渡等が完了していないため。

（平成28年度監査結果報告分）

### 【土木建築部】

#### 1 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

県営住宅入居時に入居者から受け入れた敷金について、歳入歳出外現金として財務会計システムにより管理している現在高と、住宅管理システム等により戸別の管理を行っている合計額に差額が生じており、納入者が不明な敷金がある等、不適正な管理となっている。（住宅課）

##### (2) 現在の状況

財務会計システムで保存されている敷金払出情報及び過去の払出調書等を基に、住宅管理システム内のデータと突合作業を行っている。突合作業が終了したものについては、敷金の返還など関係法令等に基づき適正な事務処理に努めている。突合が困難なデータについては、処理方針を検討中である。

##### (3) 未措置とする理由

敷金の返還等について、処理が完了していないため。

(平成29年度監査結果報告分)

**【病院事業局】**

**1 預り金の管理に改善を要するもの**

(1) 指摘の内容

健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があった。

(中部病院)

(2) 現在の状況

当該預り金について、現在、個々の伝票処理について精査中である。

(3) 未措置とする理由

処理が完了していないため。

(平成30年度監査結果報告分)

**【文化観光スポーツ部】**

**1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

芸術大学の3つのキャンパス毎にそれぞれ防火管理者及び消防計画を定め、年一度の消防訓練を行うとしていたが、消防計画に沿った消防訓練を実施していなかった。

また、不備となっている防火設備が、監査時点において修繕されていなかった。

(文化振興課)

(2) 現在の状況

指摘後、3つのキャンパスにおいて消防訓練を実施した。防火設備については、修繕箇所66箇所のうち26箇所が未実施となっている。

(3) 未措置とする理由

防火設備の修繕が一部完了していないため。

**【土木建築部】**

**1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

一部の県営住宅において防火管理者の選任・届出、消防計画の策定・届出及び消防訓練の実施・報告がなされていない。 (住宅課)

(2) 現在の状況

指定管理者に対し、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施するよう指導した。指摘後、防火管理者及び消防計画の届出並びに一部の県営住宅において消防訓練を行っている。

(3) 未措置とする理由

一部の県営住宅において消防訓練が実施されていないため。

(令和元年度監査結果報告分)

**【保健医療部】**

**1 備品貸与の手続が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

財務規則に定める貸付けの手続がなされていないものが次のとおりあった。

テレビ会議用機器一式ほか38件（取得金額計102,010,309円）（保健医療総務課）

(2) 現在の状況

関係機関と備品の貸付け等の手続を進める予定である。

(3) 未措置とする理由

備品の貸付け等の手続がなされていないため。

<工事等に関する事項>

(平成29年度監査結果報告分)

1 施設の改修が必要なもの

(1) 指摘の内容

安謝川河川改修工事（H28-3）において、先行設置していたパイプルーフNo. 13の継手が後施工したNo. 12の継手と接合できていなかった。上部の国道等へ影響が及ばないように対策を講じる必要がある。（南部土木事務所）

(2) 現在までの状況

パイプルーフ内の掘削前には対策が難しいため、支保工を設置しながら慎重に掘削を進め、土砂が流出する兆候が確認されたら、継手部に流出防止の溶接を行う予定であったが、掘削完了まで土砂の流出は発生しなかった。令和3年度においては、ボックス本体工を施工し、支保工と本体工の隙間にエアモルタル等を注入する予定である。

(3) 未措置とする理由

引き続き対策の状況を確認する必要があるため。

第2 財政的援助団体等監査の指摘事項に対する未措置の状況

(平成30年度監査結果報告分)

1 公の施設の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

住宅情報センター株式会社（県営住宅：宮古・八重山地区）では、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施していなかった。

（土木建築部所管）

(2) 現在までの状況

住宅情報センター株式会社に対し、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施するよう指導した。これを受けて、同団体では防火管理者及び消防計画の届出を行っているが、消防訓練については未実施となっている。

(3) 未措置とする理由

指摘後、消防訓練が実施されていないため。